



設楽ダムの建設中止を求める会

会報第18号
2010年7月

<http://no-dam.net/index.html>

6月30日
判決言渡

名古屋地裁 支出差止認めず



写真は当日の判決結果を報せる
弁護団員：名古屋地裁前



判決は、「(県の過大な水道用水の需要予測について)実際の需要量は県の想定量に達しない可能性が相当高い」としながら、「設楽ダム基本計画については、それが著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するということはできず」として棄却しました。

正に在間弁護団長が「(棄却とする)判決に必要な資料を探して当てはめた」と言われたように、これまで原告が明らかにした事実についてはその判断をことごとく回避したものでした。「行政追従の不当判決」であり、「非常識な公共事業にお墨付きを与えるような司法判断(談:市野代表)」でした。

(判決文は全文を当会ホームページに掲載してあります。)



判決後、弁護士会館にて報告会、記者会見を開催し「設楽ダム公金支出差止請求事件不当判決に関する声明(別紙)」を発表(右写真)しました。

なお、地元設楽町においても裁判報告会を開催します。

と き:7月31日(土)午後2時~5時

と ころ:田口特産物振興センター

詳しくは別紙を参照ください。

7月13日 名古屋高裁に控訴しました



6月30日の裁判傍聴者は約100人。豊川駅から出発したマイクロバスも傍聴参加者が22人の満員御礼でした。開廷前にはマスコミの要望に応じて横断幕をもって歩きました。(左写真)

傍聴希望者が多く、入廷は抽選になりました。

裁判結果には全員が大いに落胆しました。

しかし、設楽ダム建設中止の歩みは止めないことを、その後の裁判報告会で確認しました。設楽ダム建設反対の世論をさらに拓げるべく県民運動を立ち上げることになりました。

9月19日((日)午後1:30~5:00

ウインクあいちで第1回の集会を持ちます。

詳しくは後述を参照してください。

立木トラスト運動設立1周年記念会 は賑やかに和やかに終了しました

H22. 6月5日(土)～6月6日(日)
第1部/6月5日 トラスト参加者交流会
第2部/6月6日 トラスト立木に名札を付ける
会場/設楽町田口添沢温泉雲泉閣



1周年記念会は3人の地権者の方のご出席をいただき、賑やかに和やかに無事終了いたしました。

豊橋、豊川、新城は当然のこと東海、蒲郡、春日井、岡崎、田原、金山駅前での立木トラスト街宣から駆けつけてくださった「名古屋の会」の3人衆、会期中にもかかわらず地元議員ネットの町会議員の方々など延べ約100人のご参加をいただきました。添沢温泉館主の心意気を聞くこともできました。高森夫妻の紙芝居「ネコギギ物語」も！交流会と会食を通して地権者の方の山の暮らし、下流域住民のそれぞれの思いが語られ立木トラスト運動の相互理解は深められました。さらなる拡大に向けて、会員相互間でもっと力強い一つになった記念会となりました。

また地元地権者の方からは、田口の具体的なまちづくり構想が話されました。それは「手付かずに残った自然、寒狭川の清流を活かしたダムサイト予定地に遊歩道と旧田口駅に《道の駅》を作る」という構想です。一刻も早く自らの手で自らの人生設計ができるように、設楽ダム事業の中止を決定的なものしなくては、とこころした集会でした。

二日目6日の「トラスト立木に名札を付けよう」では地権者の原田さんの案内で、4つの立木トラスト山に200人分の名札100枚を付けました。また、解散後スタッフにより付け替え道路となる山の立木にも30枚の名札を付けました。これで現在の立木トラスト参加者分2200人余分の名札付けは終了です。

途中マムシが出ました。そのためちょっと(…かなり)引いてしまいましたが、今回の場所は東海自然歩道に近く、新緑から木漏れ陽、川のせせらぎ、小鳥たちのさえずり、とまことに自然の恵み(これらのすべてが水没予定)を体感した一日となりました。

旧田口駅のダムえん堤予定地で解散後、原田さんは参加者を、トンネルを通り抜けて

257号線までダムサイトを案内してくださいました。ありがとうございました。お疲れ様でした。(奥宮)



名札付け参加者一同でトラスト山をバックに

今回の場所は、東海自然歩道から分かれて、さわらお谷の林道にしばらく入ったところです。設楽の山中でも、奥まった一角で、段戸国有林に接している山です。熊出没注意の看板も出ています。6月ともなると、下草が伸びて、足元の見通しが悪くなるので、足元を固めて山に入る必要があります。毒へび、蜂、ヤマウルシ、ツタウルシなど、いろいろ心配の種はありましたが、茂みに入るとき、気をつければ大丈夫です。マムシはむやみに攻撃してくることはありません。また、森林生態系の1員として役割を担っています。

なお、田口の奥三河物産センターを会場として、地元の盆栽愛好家の方々が、ちょうど花盛りのサツキの展示会を開いていました。出品者の方の中に、立木トラストの地権者のお一人もおられ、話しを伺うこともできました。サツキの盆栽はとでもりっぱなもので、このような伝統文化が息づいている設楽～奥三河であることをあらためて認識しました。

(市野)

「マスターズ・オブ・ザ・チェンソー東栄」の肩書きでチェンソー芸術家の一面をお持ちの地権者の原田さんに帰路の「ダム堰堤建設予定地」で詳しく説明を受けた10名ほどの参加者は改めて「絶対にダム建設を阻止するぞ」と互いに心から！誓いあいました。(宮永)

設楽ダム建設中止の圧倒的世論形成のために

会報17号でお知らせしましたように、設楽ダム建設中止を求める愛知県民運動の第1歩となる集会を以下のように開催します。

地元選出の国会議員をはじめ、地方の市町の首長や議会は、事業推進の姿勢であるため、設楽ダム事業は、このままでは中止となる可能性は小さい。中止させるためには、圧倒的な世論を形成することが必要です。そのための第1回の集会です。

と き：2010、9月19日（日）午後1：30～5：00

ところ：ウインクあいち 1102会議室

テーマ：設楽ダム建設中止を求める愛知有権者ネット設立に向けて（仮題）

《ウインクあいち》

名古屋市中村区名駅4丁目4-38

TEL: 052-571-6131

FAX: 052-571-6132



第1回は、「凍結＝中止」と誤解の方々へ、地元の反対運動の紹介や「不当」判決を含む推進派の動きなど真実を知らせる場所にする予定です。また、知事選挙の動向も知りたいところです。現在名古屋の市民団体を中心として、どのような形で運動を広げるか、そのためにはどのような集会とするか、について検討中です。

みなさま、ご出席をお願いします



○今夏、豊川水系スタディ・ツアーが始まります。（別紙参照）

市野代表の案内により豊川水系を観察します。（後援：設楽ダムの建設中止を求める会）

控訴審に向けて

○裁判費用のカンパをお願いします。

○控訴審委任状をまだ提出されていない1審原告のかたへ

控訴手続きは一審の時の委任状に「控訴」が記載されていますので、これに基づいて行われました。7月4日に当会事務局より「控訴審委任状」を送付させていただきましたが、まだ返送されていない方は8月20日事務局（〒440-0069 豊橋市御園町1-3）必着でご返送くださるようお願いいたします。今回再度委任状を同封しましたので署名、押印（2カ所）のうえご返送ください。まだ提出されていない原告の方には封筒表に「委任状同封（赤字）」と記しておきましたのでご確認ください。



設楽ダムの建設中止を求める会：<http://no-dam.net/>

代表 市野和夫 ichinok7@mx3.tees.ne.jp

事務局 奥宮芳子 〒440-0069 豊橋市御園町1-3

Tel & fax 0532-54-7305 okumiya@xj.commufa.jp

郵便振替の口座番号：00870-1-134146 加入者名：設楽ダムの建設中止を求める会

会費は年額2000円です。

他銀行からの振込みは、ゆうちょ銀行【店番 089（ゼロハチキュウ店） 当座 0134146】